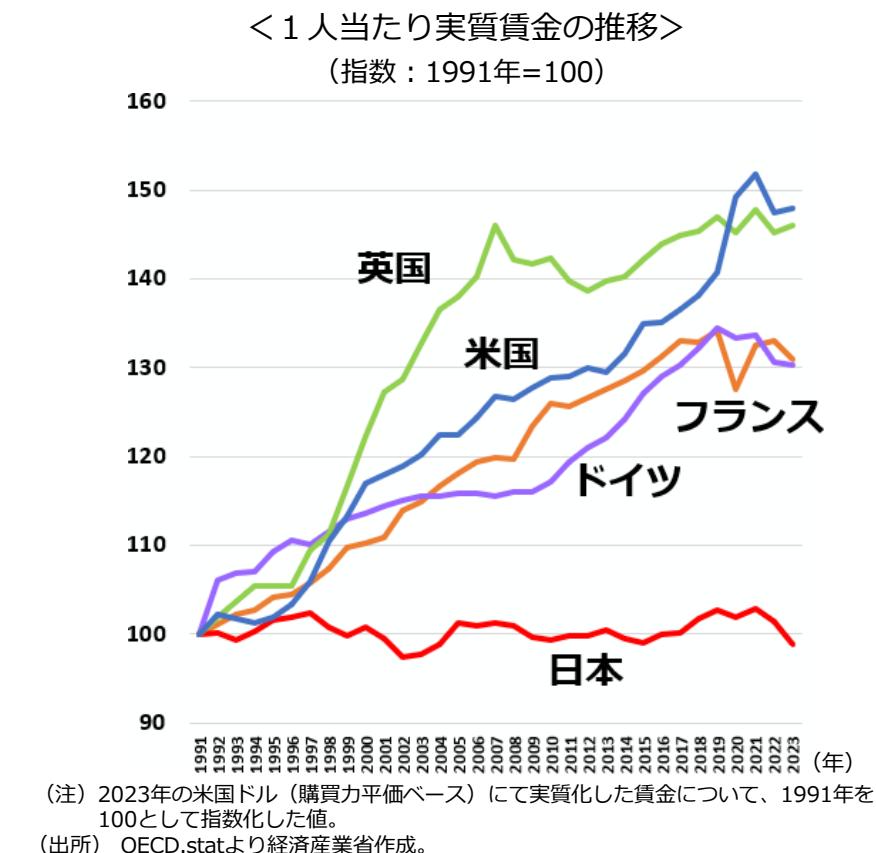
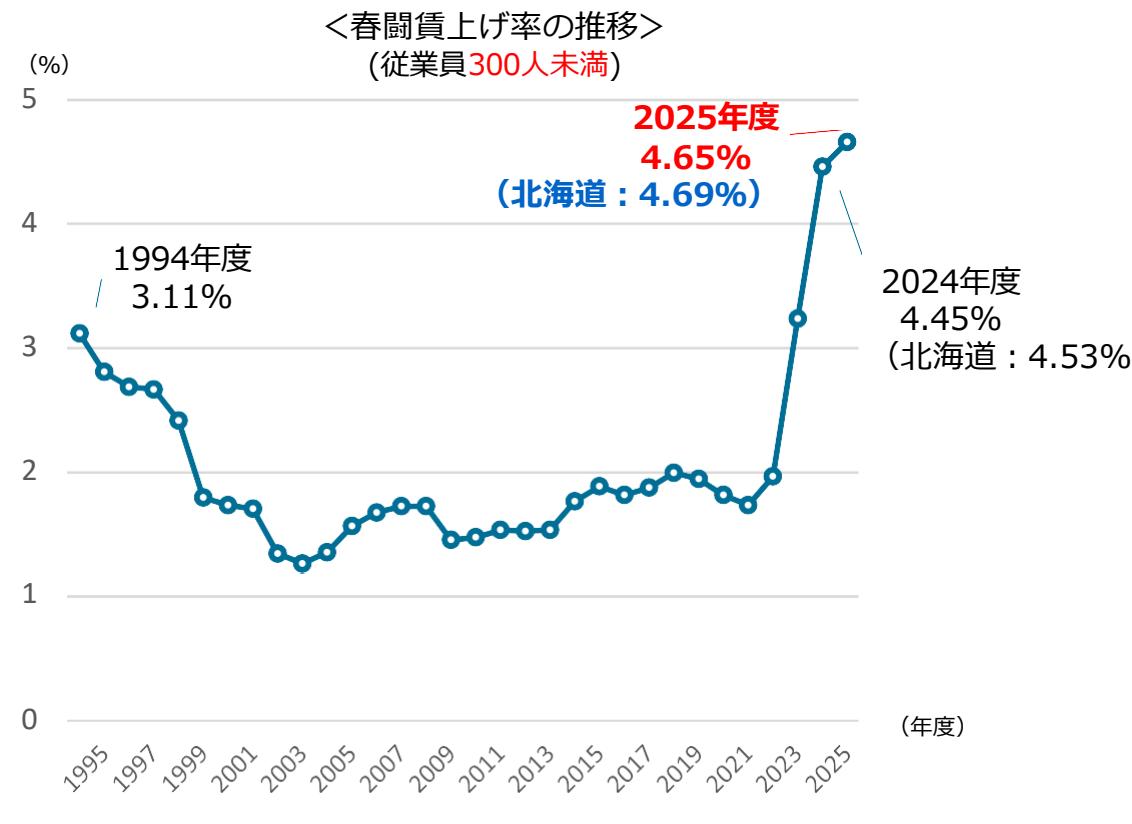


中小企業・小規模事業者の賃上げ支援策について

2026年1月23日
経済産業省
北海道経済産業局

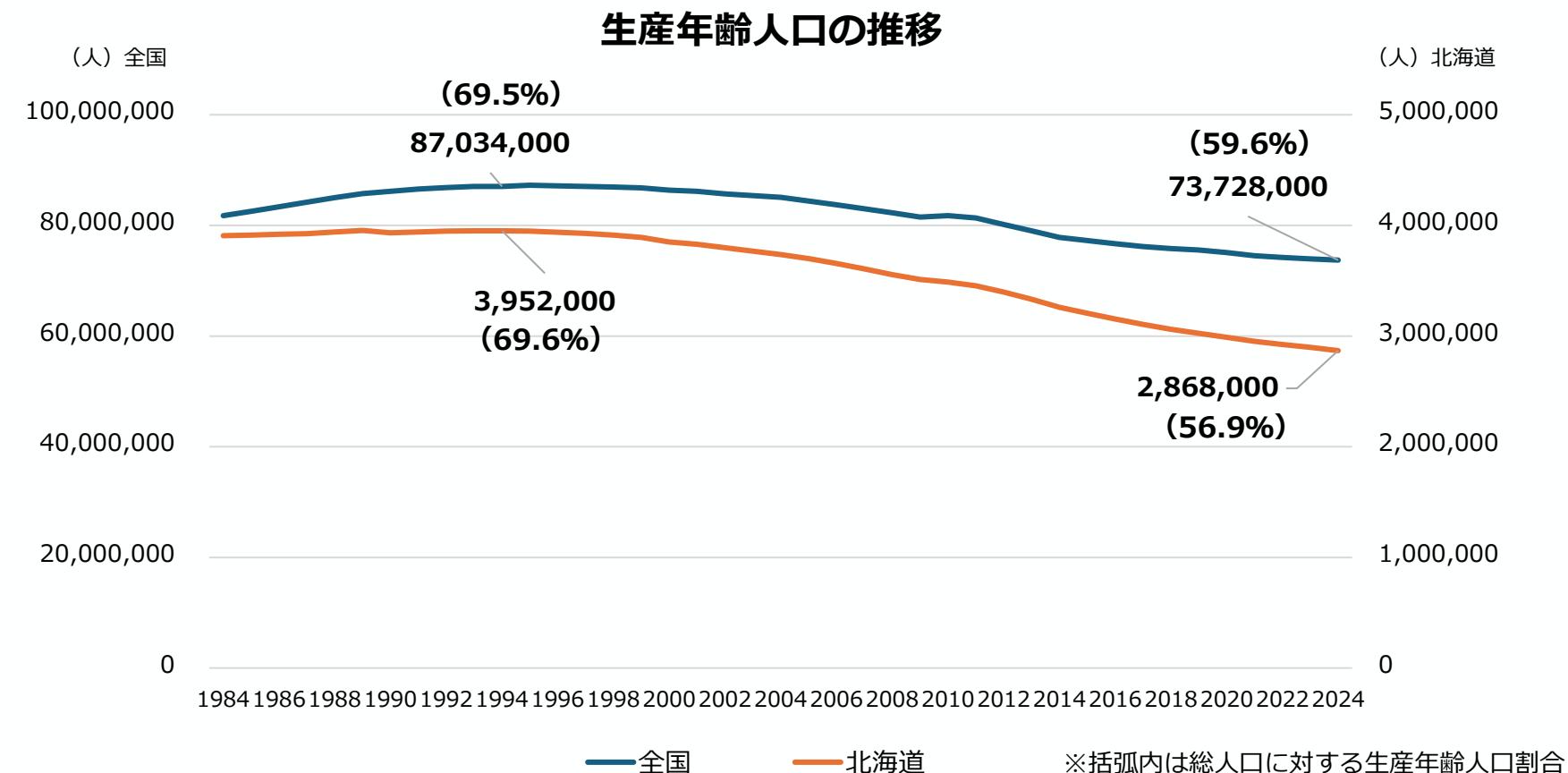
中小企業の賃上げの現状

- 政府が目指す「成長と分配の好循環」において、賃上げは重要な政策の柱。2025年度は、物価高騰や人手不足等を背景に、従業員300人未満の企業における春闘賃上げ率は、引き続きの高水準となる4.65%を記録（北海道は4.69%）。
- しかし、1人当たりの実質賃金の伸びは、過去30年近く他の先進国に比して低水準で推移。



人口減少に伴う構造的人手不足

- 北海道の生産年齢人口数は、1990年代から減少傾向にあり、この30年間で約108万人減少。
- 今後も人口減少・少子高齢化が進むことが予測される中、**最も重要な経営資源である人材を確保するためには賃上げが必要。**



令和7年10月24日 高市内閣総理大臣 所信表明演説（抄）

三 物価高対策

この内閣が最優先で取り組むことは、国民の皆様が直面している物価高への対応です。暮らしの安心を確実かつ迅速に届けてまいります。

物価上昇を上回る賃上げが必要ですが、それを事業者に丸投げしてしまっては、事業者の経営が苦しくなるだけです。継続的に賃上げできる環境を整えることこそが、政府の役割です。

（略）

加えて、国・地方自治体から民間への請負契約単価を、物価上昇等を踏まえて適切に見直します。コスト高から中小企業・小規模事業者を守ります。生産性向上支援、事業承継やM & Aの環境整備、更なる取引適正化等を通じ、賃上げと設備投資を強力に後押しします。

自治体向けの重点支援地方交付金を拡充します。物価高の影響を受ける生活者や、賃上げ税制を活用できない中小企業・小規模事業者、さらには、農林水産業などを支援する推奨メニューを設け、地域の実情に合った的確な支援を速やかにお届けいたします。あわせて、寒さが厳しい冬の間の電気・ガス料金の支援も行います。

令和7年10月21日 総合経済対策の策定について（内閣総理大臣指示）（抄）

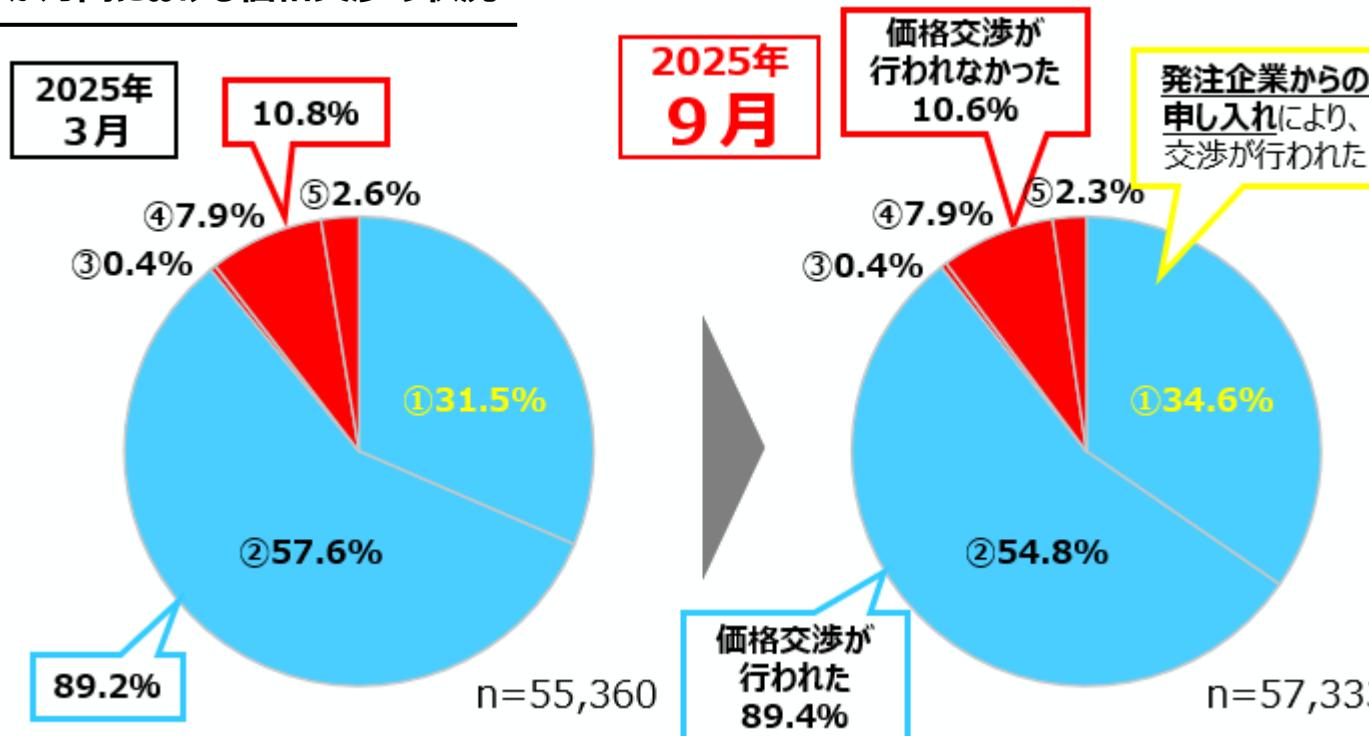
三 経済対策の柱は、第一に、生活の安全保障・物価高への対応です。

- ① 足元の物価高に対しては、重点支援地方交付金により、地域のニーズにきめ細かく対応します。厳冬期の電気・ガス代を支援します。国・自治体と民間の請負契約単価を物価上昇等を踏まえて適切に見直します。当分の間税率の廃止に向けた政党間協議を進め、制度実施までは燃料油激変緩和補助金の基金残高を活用します。給付付き税額控除の検討に着手します。
- ② （略）
- ③ 中小企業・小規模事業者をはじめとする賃上げ環境の整備も進めます。三の①に記載の重点支援地方交付金を活用します。価格転嫁対策の徹底、中小企業等の稼ぐ力の強化や省力化投資の支援を行います。

価格交渉の状況

- 「発注側企業から申し入れがあり、価格交渉が行われた」割合（①）は、前回から約3ポイント増の34.6%。
- 「価格交渉が行われた」割合（①②）は全体の89.4%。
- 「価格交渉が行われなかつた」割合（③④⑤）はほぼ横ばいの状況（前回10.8%→10.6%）。
 - ▶ 発注企業からの申し入れは浸透しつつあるものの、引き続き、受注企業の意に反して交渉が行われなかつた者が約1割。協議に応じない一方的な価格決定の禁止を盛り込んだ「中小受託取引適正化法」の施行・厳正な執行などを通して、価格交渉・転嫁への更なる機運醸成が重要。

直近6か月間における価格交渉の状況



※「価格交渉不要」の回答を除いた分布。

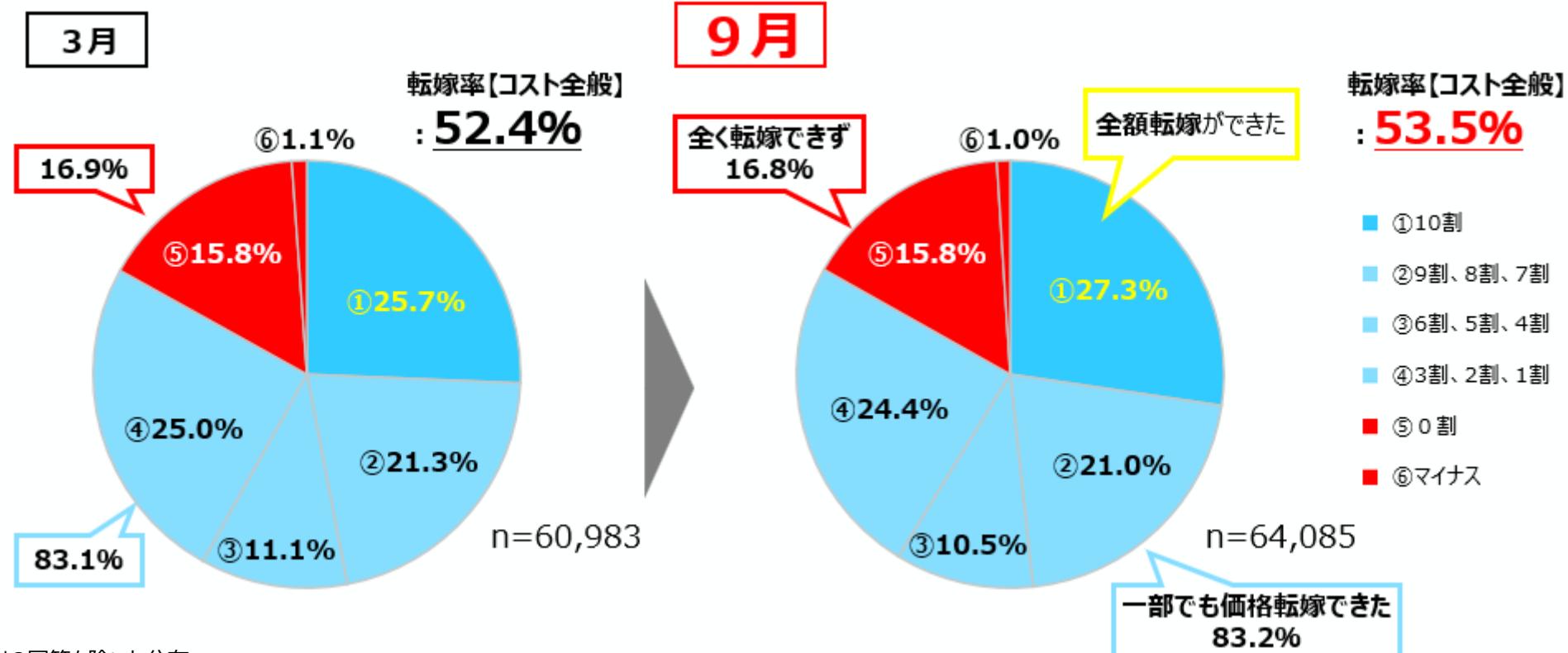
※本調査の回答は、下請法の対象外取引も含まれ得ることに留意。以下同じ。

①	発注企業から、交渉の申し入れがあり、価格交渉が行われた。
②	受注企業から、発注企業に交済を申し出、価格交渉が行われた。
③	コストが上昇し、発注企業から申し入れがあったが、発注減少や取引停止を恐れ、発注企業からの申し入れを辞退した。
④	コストが上昇したが、発注企業から申し入れがなく、発注減少や取引停止を恐れ、交済を申し出なかつた。
⑤	コストが上昇し、発注企業から申し入れがなく、受注企業から交済を申し出たが、応じてもらえなかつた。

価格転嫁の状況①【コスト全般】

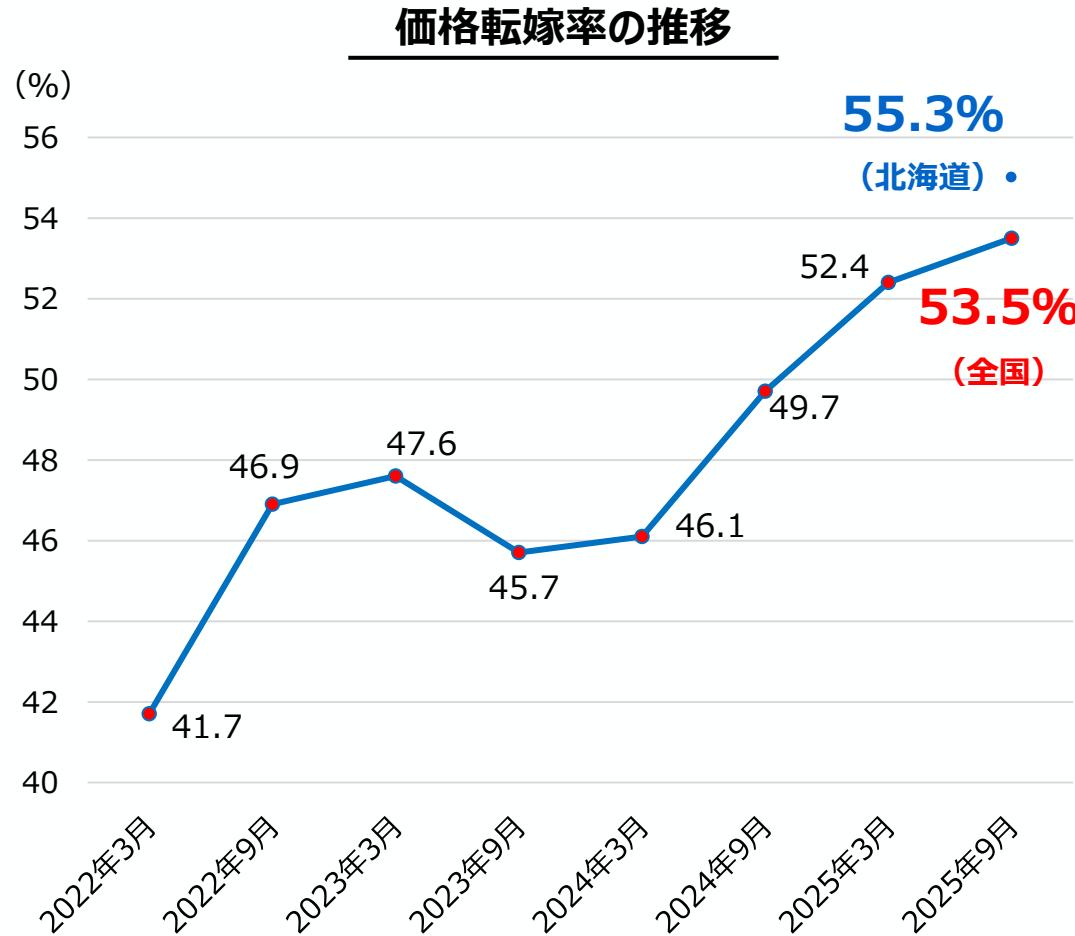
- コスト全体の価格転嫁率は53.5%。今年3月時点より約1ポイント増加（前回52.4%→**53.5%**）。
- 「一部でも転嫁できた」割合（①②③④）は、8割超。
- 「転嫁できなかった」「マイナスとなった」割合（⑤⑥）は横ばいの状況（前回16.9%→**16.8%**）。
➢ 価格転嫁の状況はほぼ横ばいであり、引き続き、転嫁できない企業と二極分離の状態が継続している。転嫁が困難な企業への更なる対策が重要。

直近6か月間における価格転嫁の状況



価格転嫁の状況②【価格転嫁率の推移】

- 価格転嫁率は改善傾向にはあるものの、未だ53.5%（北海道は55.3%）と道半ば。



価格転嫁の状況の都道府県別ランキング

都道府県別	2025年9月		転嫁率	件数
	全体		53.5%	86,538
	位	地域	転嫁率	件数
1位	中国	島根県	56.5%	983
2位	中国	広島県	56.3%	4,145
3位	近畿	兵庫県	56.3%	4,473
4位	九州	長崎県	55.9%	1,253
5位	北海道	北海道	55.3%	912
6位	関東	東京都	55.2%	16,662
7位	四国	高知県	55.1%	732
8位	中国	鳥取県	55.1%	788
9位	中国	山口県	55.0%	1,889
10位	近畿	大阪府	54.8%	12,611
11位	九州	熊本県	54.6%	1,728
12位	中国	岡山県	54.2%	2,607
13位	九州	鹿児島県	54.2%	1,464
14位	東北	秋田県	54.1%	108
15位	九州	福岡県	54.1%	5,708
16位	中部	石川県	53.7%	317
17位	東北	福島県	53.1%	318
18位	九州	大分県	53.1%	1,159
19位	近畿	和歌山県	52.7%	795
20位	九州	宮崎県	52.6%	995
21位	中部	三重県	52.6%	1,562
22位	近畿	滋賀県	52.3%	1,283
23位	四国	香川県	52.3%	1,495
24位	四国	愛媛県	52.1%	1,784

※受注企業の所在地毎の集計値。

価格転嫁・取引適正化対策の今後の方向性

1) 法の厳正な執行

① 中小受託取引適正化法（取適法）

2026年1月1日、下請代金支払遅延等防止法（下請法）が改正施行

【改正ポイント】従業員基準の追加による対象拡大、協議に応じない一方的な価格決定や手形払等の禁止等。

② 受託中小企業振興法（振興法）

2026年1月1日、下請中小企業振興法（下請振興法）が改正施行

【改正ポイント】従業員基準の追加による対象拡大、指導・助言に従わない事業者に具体的に改善を促す勧奨を追加等。

③ フリーランス・事業者間取引適正化等法

フリーランスとの取引適正化、就業環境の整備を目的に2024年11月施行



2) 民間の自主的取組の後押し

→事業所管大臣を通じた業界への働きかけ強化（参考参照）
※米国関税措置の影響も注視

① 「価格交渉促進月間」における取組

- 2021年9月から毎年9月と3月を「価格交渉促進月間」と設定。月間終了後、受注側中小企業に対するアンケート調査の回答や取引Gメンによるヒアリング結果に基づき、価格交渉の回答状況等について点数化し整理した「発注者リスト」の公表や、中企庁による迅速な注意喚起、事業所管大臣名での指導・助言を実施。



②「パートナーシップ構築宣言」の周知・実効性の向上

- ・「発注者」の立場から、「代表権のある者の名前」で、サプライチェーン全体の付加価値向上と取引適正化を宣言。
- ・宣言企業数：83,977社（北海道は1,851社） ※2026年1月16日時点。

● 北海道パートナーシップ構築宣言普及促進会議

- ・2023年2月、北海道独自の取組として道内関係機関と設立。毎年、関係機関の取組をフォローアップ。
- ・2025年12月に北海道経済産業局と北海道が共同で登録相談窓口を設置。また、1/16（金）には受注側企業の価格交渉支援のため「取引適正化推進セミナー＆ワークショップ」を実施し、価格転嫁検討ツールの使い方等を紹介。

【北海道パートナーシップ構築宣言普及促進会議構成機関】

<経済団体>

北海道経済連合会
一般社団法人北海道商工会議所連合会
北海道経済同友会
北海道商工会連合会
北海道中小企業団体中央会

<行政機関>

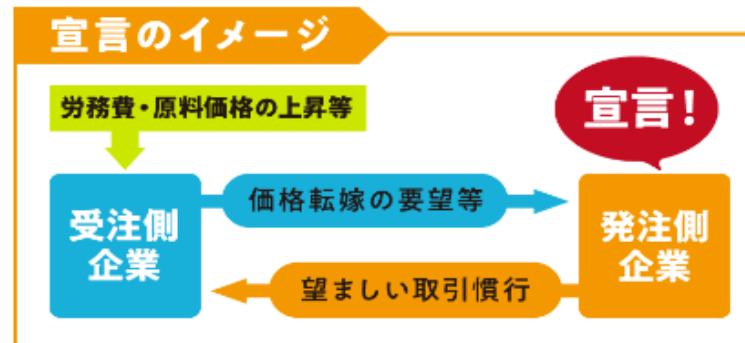
北海道労働局
北海道農政事務所
北海道経済産業局※
北海道開発局
北海道運輸局
北海道※
(※は事務局)

<労働団体>

日本労働組合総連合会北海道連合会



ロゴマーク



取引適正化推進セミナー
&ワークショップ

3) 取引実態の把握・相談対応

① 取引Gメン（取引調査員）によるヒアリング

- 2017年から取引Gメンを中小企業庁と各地方経済産業局に配置。
(330名体制、北海道局は10名)
- 全国の幅広い業種の受託中小企業に対して、委託事業者との間の取引実態についてヒアリングを実施。
- ヒアリング結果は、**取引適正化のための法律や基準などの改正、業界団体の自主行動計画の策定や改訂などに反映**。また、取適法に基づく取締りの端緒情報として活用。



② 取引かけこみ寺を全国47都道府県に設置

- 各都道府県の中小企業振興機関協会の協力を得て、本部及び全国47都道府県に「取引かけこみ寺」を設置。
- 代金の減額や買いたたきといった**取引上の悩み**に関する様々な相談を受け付け、**専門の相談員や弁護士がアドバイス**を行う。
- 令和7年6月に、官公需に関する相談の受付も開始。

- 相談無料
- 秘密厳守（匿名相談可能）
- 裁判外紛争解決手続（ADR）
- 取適法違反のおそれがある場合、中小企業庁への通報



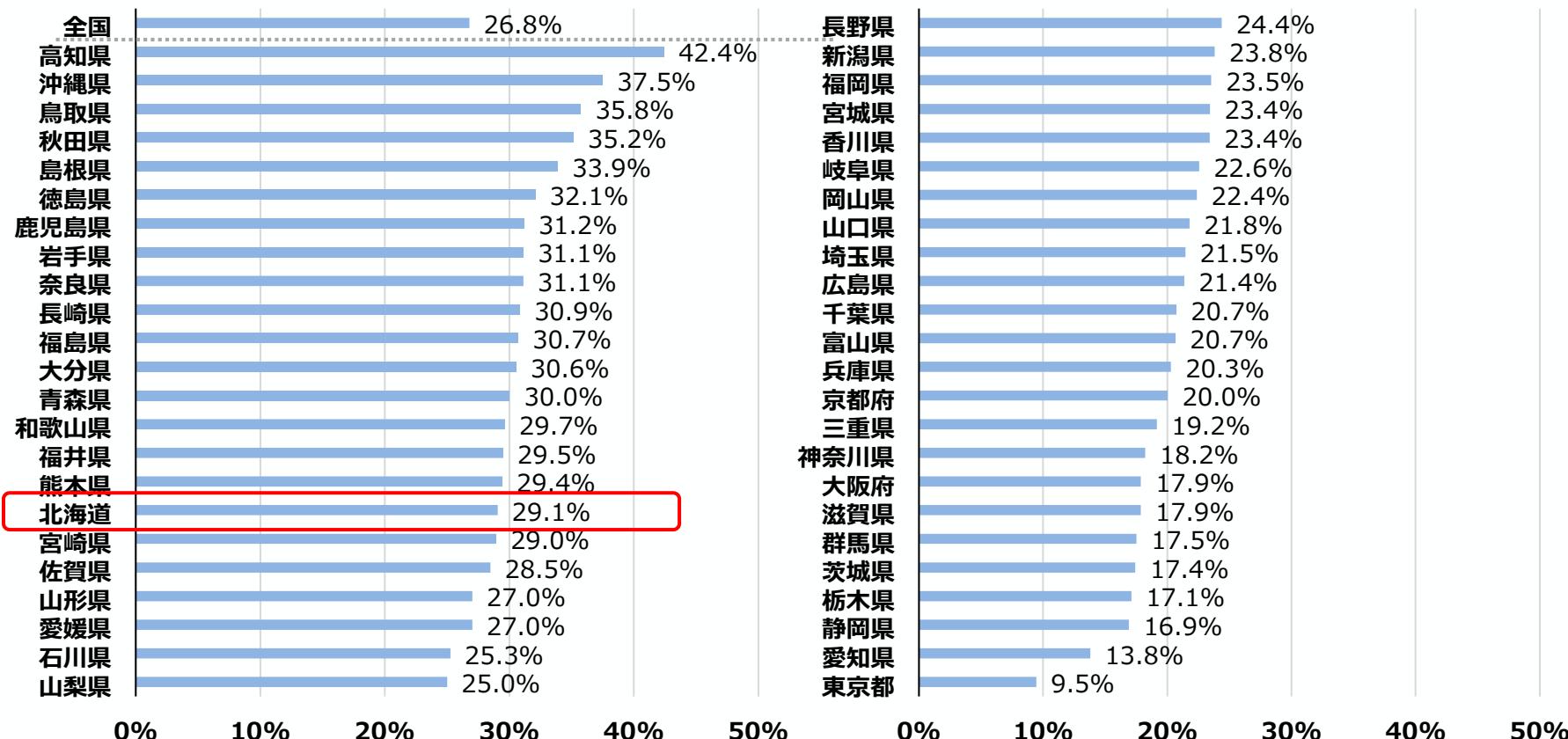
4) 官公需における価格交渉・価格転嫁の促進

新資本実現会議
資料を一部修正

地方では、公的需要が地域経済に占める割合が高い

- 官公需など公需は、GDPの1／4を占める。地方ほどその割合は大きく、地域経済に与える影響も大きい。
- 物価上昇を上回る賃上げの実現に向けて、国（地方支分部局、独法、国立大学法人等を含む）・地方公共団体が率先垂範し、官公需における価格転嫁を徹底していく。

公的需要が都道府県GDPに占める割合（2021年度）



(注) 都道府県の数値は、「公的需要」（「地方政府等最終消費支出」、「公的固定資本形成」、「公的在庫変動」の合計値）を県内総生産で割った値。

全国の数値は、「公的需要」（「政府最終消費支出」、「公的固定資本形成」、「公的在庫変動」の合計値）を国内総生産で割った値。いずれも名目値。

(出所) 内閣府「県民経済計算」（各都道府県）、内閣府「国民経済計算」（全国）を基に事務局にて作成。

官公需における価格転嫁・取引適正化

- 総合経済対策（令和7年11月21日閣議決定）に基づき、関係省庁一丸となって強力に実行する。

発注の改善

- 国・独立行政法人等の低入札価格調査制度の適切な運用、工事以外の請負契約への拡大。
- 地方自治体における低入札価格調査制度・最低制限価格制度の工事関係での速やかな導入徹底と工事契約以外への導入拡大。総務省による実態調査の公表、通知。
- 低入札価格調査制度・最低制限価格制度の設定基準（現在は概ね60%）について、業種毎の適正水準の検証・見直し。
- 予定価格が最低賃金やエネルギー代金の上昇に対応できるよう、必要な予算の確保や「重点支援地方交付金」の活用。

発注後の対応

- 「物価上昇に伴うスライド対応」、「期中改定」等の対応の徹底。
- 最低賃金等の上昇に対応できるよう、必要な予算の確保や「重点支援地方交付金」の活用。
- 価格交渉促進月間FU調査の官公需リスト公表（中企庁）、地方自治体へ結果通知（総務省）

横断的取組

- 「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」及び措置状況調査の結果公表（中企庁）
- 全自治体における官公需相談窓口の設置（取引かけこみ寺とも連携）（総務省）

＜参考：業界ごとの取組例＞

- 第3次担い手三法※の改正によるスライド条項の活用、受注者からの申出に対する誠実協議の義務化（国土交通省）
※公共工事品確法、建築業法、公共工事適正化法
- ビルメンテナンス業に係る発注事務ガイドラインを労務費指針等を踏まえ改定（厚労省）
- 官公需印刷物の入札・契約に関する実態調査、配慮依頼の通知（総務省・経産省）
- 一般廃棄物処理業務の価格転嫁に関する通知、実態調査及び結果通知（環境省）
- 警備業における顧客との交渉における好事例集の作成・周知（全国警備業協会）

補助金・税制による賃上げ支援策

物価高、米国関税など厳しい経営環境において賃上げを実現するため、企業の事業規模・成長ステージにあわせた補助金による支援を用意。また、近年の賃上げ率の加速を後押しするために「賃上げ促進税制」を措置している。

1. 収益力強化の支援

生産性向上

① 「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」

【目的】 革新的な新製品・新サービス開発及び海外需要開拓を支援



要件を満たす賃上げ
→ 補助率・補助上限額引き上げ

② 「デジタル化・AI導入補助金」

【目的】 デジタル化やDX等に向けたITツールの導入を支援



要件を満たす賃上げ
→ 補助率引き上げ

省力化投資

① 「中小企業省力化投資補助金」

【目的】 人手不足に悩む中小企業等の省力化投資を支援

【補助対象】 ①カタログから省力化製品を選択 ②オーダーメイド性のある設備等を導入

【特例措置】 要件を満たす賃上げ
→ 補助率・補助上限額引き上げ

② 「省エネ・非化石転換補助金」

【目的】 工場・事業場において実施される省エネ設備への更新等を支援

【補助対象】 ①設計・設備・工事費 ②EMS導入費

成長・拡大、販路開拓

① 「小規模事業者持続化補助金」

【目的】 商工会・商工会議所の伴走支援を受けて行う販路開拓等を支援



要件を満たす賃上げ
→ 補助上限額引き上げ

② 「中小企業新事業進出促進補助金」

【目的】 新市場・高付加価値事業への進出に必要な設備投資や販路開拓を支援



要件を満たす賃上げ
→ 補助上限額引き上げ

2. 中小企業を対象とした「賃上げ促進税制」による措置

全雇用者の給与等支給増額の
最大45%を税額控除

【対象】 青色申告書を提出する資本金1億円以下の法人等又は従業員1,000人以下の個人事業主。

全雇用者の給与等支給額(前年度比)	税額控除率※
+ 1.5%	15%
+ 2.5%	30%

※控除額上限は法人税額等の20%

上乗せ要件①

教育訓練費
前年度比 + 5%
税額控除率
10%上乗せ

上乗せ要件②

子育てとの両立・女子活躍支援
くるみん以上orえるばし二段階目以上
税額控除率
5%上乗せ

さらに、賃上げを実施した年度において、赤字等により当期の税額から控除できなかった場合、その金額を翌年度以降に繰り越して控除する繰越控除も措置。

参 考

賃上げに向けた中小企業等の活力向上に関するワーキンググループ[†]

- 中小企業・小規模事業者の賃上げに向けた価格転嫁・取引適正化や省力化・生産性向上を、各省庁・所管業界において進めるため、佐藤官房副長官がトップの関係局長等によるワーキンググループを開催。

概要

- 開催日時：2025年12月22日（月）16:30～17:00
- 開催場所：首相官邸2階小ホール
- 出席者：内閣官房副長官（参）、内閣官房副長官補（内政）、成長戦略本部事務局長代理、中小企業庁長官、公正取引委員会経済取引局長、財務省主計局次長、総務省自治行政局長及び各省庁の事業所管担当局長。

※本WGは、「中小企業等の活力向上に関するワーキンググループ」を改組し、「省力化投資プランの策定と実行のための関係府省庁連絡会議」及び「労務費の適切な転嫁のための関係省庁連絡会議」の議論を引き継ぐ形で設置。

内容

- 各省庁・各業界の価格転嫁・取引適正化の取組の進捗報告
- 下請法の執行状況、取適法の執行準備状況の報告
- 労務費転嫁指針の改正
- 官公需における価格転嫁の取組徹底
- 省力化投資促進プランの対象業種への警備業の追加

→ 佐藤官房副長官より、各省庁に対して、所管業界や官公需における価格転嫁・取引適正化の更なる推進とフォローアップを行うこと、省力化投資の着実な実行等について指示。また、こうした一連の取組については、**来年1月・2月を中心に、全ての都道府県で開催予定の「地方版政労使会議」**で周知徹底を図るよう指示。

佐藤内閣官房副長官からの指示事項（1／2）

I. 価格転嫁・取引適正化

1. 各事業所管省庁から業界団体への要請

- これまでに要請した事項の取組状況をフォローアップすること。特に、価格転嫁を阻害する商習慣として取り組むべき課題を洗い出し、その対応を含め、自主行動計画に反映すること。
- 自主行動計画について、取適法・振興法を踏まえた改定が未実施な場合には、速やかに改定するとともに、パートナーシップ構築宣言を行う旨盛り込むこと。
- 特に、価格転嫁の状況が芳しくない、トラック運送、通信、広告、農業・林業、廃棄物処理、放送コンテンツ等においては、転嫁状況の改善に向けて、強力に指導すること。
- 警備、ビルメンテナンス、広告等の間接経費についても、契約の適正化を進め、価格転嫁の対象とすることを検討すること。
- 改正された「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」を周知徹底すること。

2. 各事業所管省庁における取組

- 来年1月1日に施行される中小受託取引適正化法（取適法）及び受託中小企業振興法（振興法）について、引き続き所管業界へ周知徹底を行うとともに、省庁間連携による執行強化のため必要な体制を整備すること。
- 米国関税や経済動向の変化に伴い、サプライチェーン全体での取引適正化の取組が阻害されることがないよう、所管業界の取引実態を注視すること。
- 取適法の勧告を受けた事業者に対する、補助金交付や入札参加資格停止措置の検討を引き続き進めること。



各省庁に指示する佐藤内閣官房副長官
(写真中央)

佐藤内閣官房副長官からの指示事項（2／2）

II.官公需における価格転嫁・取引適正化

- ビルメンテナンス・庁舎清掃・警備契約における総合評価落札方式の適用拡大、低入札価格調査基準の見直し、期中改定等の徹底、本府省庁等から地方支分部局等への支援など、各府省庁等の契約における適切な価格転嫁の推進に向けた申合せを踏まえ、実施を徹底するとともに、総務省を通じて、地方公共団体での取組の徹底を図ること。
- 最低制限価格制度及び低入札価格調査制度について、事業所管省庁において主要な業種の価格基準を今年度内に策定とともに、基準を見直すことを含め、各制度の趣旨に則った対応を徹底すること。
- 総務省及び内閣府においては、重点支援地方交付金を活用し地方公共団体の公共調達における労務費を含めた価格転嫁の円滑化に対応するため、推奨メニューや先行事例の紹介など取組を支援すること。
- 中小企業庁においては、これまでも中心的に取り組んできた内閣官房・財務省・総務省と連携し、目標年度や定量的な目標を含む官公需における価格転嫁を徹底するための対応策について検討し、来春を目途に進捗を報告すること。
- 各省庁の政務・幹部が地方自治体の首長・幹部と面会等する機会を捉え、官公需における価格転嫁・取引適正化を要請すること。

III.省力化投資

- 警察庁においては、警備業の省力化投資促進プランを着実に実行すること。
- 関係省庁においては、これまでに策定した省力化投資促進プランの実行を進め、その取組を次回WGで報告すること。
- 関係省庁においては、令和8年度から各都道府県のよろず支援拠点内に設置される「生産性向上支援センター」の体制整備や周知広報に協力すること。

これらの取組状況については、継続的にフォローアップを行い、各省庁から報告すること。

各業界団体における自主行動計画の改定状況

- 令和7年12月時点で、31業種88団体が取引適正化に関する自主行動計画を策定。各団体において、法改正を踏まえた改定作業を順次進めている。
- 既に改定済みの団体は11団体。改定の目途がたっているのは41団体。改定の予定はあるものの、時期が未定であるのは28団体。改定の予定がない、あるいは回答が得られていないのは8団体。引き続き、各事業所管省庁を通じ、法改正内容の自主行動計画への反映を促していく必要あり。

改定済みの団体一覧（11団体）

全国警備業協会（令和7年9月）
日本インターネットプロバイダー協会
(令和7年10月7日新規策定、策定時点で
法改正の内容を反映済み)
テレコムサービス協会
(令和7年10月8日新規策定、策定時点で
法改正の内容を反映済み)
日本鉄道車両工業会
(令和7年11月22日)
電子情報技術産業協会
(令和7年12月9日)
全国段ボール工業組合連合会
(令和7年12月12日、令和8年1月公開予定)
住宅生産団体連合会（令和7年12月17日）
日本製紙連合会（令和7年12月22日）
日本自動車工業会（令和7年12月）
日本自動車部品工業会
(令和7年12月)
日本ボランタリーチェーン協会
(改定済み、令和8年1月1日付公開予定)

改定予定（※改定時期目途あり）の団体一覧（41団体）

日本産業機械工業会（令和7年12月予定）
全日本トラック協会（令和7年12月末予定）
電気通信事業者協会（令和8年1月予定）
酒類業中央団体連絡協議会
(令和8年1月予定)
情報サービス産業協会（令和8年1月予定）
日本外食品流通協会（令和8年1月予定）
日本繊維産業連盟（令和8年1月予定）
日本オフィス家具協会（令和8年1月予定）
日本分析機器工業会（令和8年1月予定）
日本電機工業会（令和8年1月予定）
日本航空宇宙工業会（令和8年1月予定）
日本造船工業会（令和8年2月予定）
日本中小型造船工業会（令和8年2月予定）
カメラ映像機器工業会（令和8年2月予定）
日本スーパー・マーケット協会
(令和8年3月まで)
日本金属熱処理工業会（令和8年3月まで）
日本鍛造協会（令和8年3月まで）
日本铸造協会（令和8年3月まで）
日本DIY・ホームセンター協会
(令和8年3月まで)
日本金属プレス工業協会（令和8年3月まで）
日本バルブ工業会（令和8年3月まで）
日本ダイカスト協会（令和8年3月まで）
日本粉末冶金工業会（令和8年3月まで）
日本鋳錆鋼会（令和8年3月まで）
日本金型工業会（令和8年3月まで）
日本ガス石油機器工業会（令和8年3月まで）
日本鍛圧機械工業会（令和8年3月まで）
日本工業炉協会（令和8年3月まで）
日本建材・住宅設備産業協会
(令和8年3月予定)
日本ロボット工業会（令和8年3月予定）
日本計量機器工業連合会
(令和8年3月予定)
日本チェーン・ラググストア協会
(令和8年3月予定)
全国銀行協会（令和8年3月頃予定）
日本フードサービス協会（令和8年度中）
日本プラスチック工業連盟（令和8年4月まで）
日本化学工業協会（令和8年4月まで）
塩ビ工業・環境協会（令和8年4月まで）
化成品工業協会（令和8年4月まで）
石油化学工業協会（令和8年4月まで）
日本ゴム工業会（令和8年4月まで）
日本工作機械工業会（令和8年4月予定）

改定予定（※改定時期未定）の団体一覧（28団体）

放送コンテンツ適正取引推進協議会
デジタルメディア協会
全国ビルメンテナンス協会
食品産業センター
日本加工食品卸協会
日本給食連合会
全国給食事業協同組合連合会
全国魚卸売市場連合会
全国青果卸売市場協会
日本フランチャイズチェーン協会
日本鉄鋼連盟
日本伸銅協会
日本電線工業会
マンション管理業協会
日本建設機械工業会
送配電網協議会
全国建設業協会
日本広告業協会
協同組合日本映画製作者協会
日本映画製作者連盟
日本映像職能連合
日本映画制作適正化機構
日本印刷産業連合会
日本賃貸住宅管理協会
日本防衛装備工業会
日本家具産業振興会
アジア家具フォーラム
全日本ベッド工業会

改定予定なし/回答なしの団体一覧（8団体）

情報通信ネットワーク産業協会
全国スーパー・マーケット協会
日本アルミニウム協会
日本半導体製造装置協会
ビジネス機械・情報システム産業協会

日本貿易会
日本動画協会
日本建設業連合会